愛知県立大学学術文化交流センター施設利用規程

(目的)

第1条 この規程は、講堂及び学術文化交流センターの施設(以下「施設」という。)の 利用について、必要な事項を定める。

(施 設)

- 第2条 この規程において利用できる施設は、次に掲げるものをいう。
 - (1) 多目的ホール
 - (2)和室
 - (3) 文化交流室A
 - (4) 文化交流室B
 - (5) 小ホール
 - (6) 講堂
 - (7) 交流スペース

(利用者)

- 第3条 施設を利用することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) 本学の教職員
 - (2) 本学の学生
 - (3) その他学長が適当と認めた者

(開館日及び休館日)

- 第4条 施設の開館日及び利用時間は、次のとおりとする。
 - (1) 開館日

次に掲げる日を除き開館する。

- ①年末年始(12月29日から1月3日まで)
- ②学長が施設の整備及び点検等のため休館とすることを認めた日
- (2) 利用時間 午前8時50分から午後9時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、特別の利用を認めること ができる。

(利用手続き)

- 第5条 愛知県立大学地域連携センター規程第3条に定める業務については、施設を優先 利用するものとし、その利用手続きについての所管は研究支援・地域連携課とする。
- 2 前項の規定により施設を利用しようとする者は1ヶ月前までにその計画を研究支援・ 地域連携課へ提出するものとする。
- 第6条 前条以外で施設を利用するときは、代表者は原則として、1週間前までに、施設利用届(様式1)を研究支援・地域連携課に提出するものとする。
- 2 前項の届け出を受けた研究支援・地域連携課長は、届出確認書(様式2)を交付する。

3 研究支援・地域連携課長は、管理上必要と認めるときは、施設の利用に条件を付すことができる。

(利用の変更及び取消し)

- 第7条 利用者が、施設の利用の変更又は取り消しをしようとするときは、施設利用変更・ 取消届(様式3)を速やかに研究支援・地域連携課長に提出しなければならない。
- 2 前条第2項及び第3条の規定は本条において準用する。

(利用者の義務)

- 第8条 利用者は、施設の利用に際しては、研究支援・地域連携課長の指示に従い、次の 事項を守らなければならない。
 - (1) 利用時間を厳守すること。
 - (2) 設備、備品等を無断で移動又は使用しないこと。
- (3) 施設、設備、備品等を破損、汚損又は紛失をした場合は、課室長に届け出て指示に 従うこと。
- (4)飲食、飲酒及び喫煙は、行わないこと。ただし、学長が特に認めた場合を除く。
- 2 利用者は、利用を終了又は中止したときは、速やかに使用した施設、設備等を原状に 復し、清掃利用者は、利用を終了又は中止したときは、速やかに使用した施設、設備等 を原状に復し、清掃し、研究支援・地域連携課長に報告しなければならない。

(利用の取消し及び中止)

第9条 研究支援・地域連携課研究支援・地域連携課長は、利用者が指示に従わない場合は、利用を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(損害賠償)

第10条 施設を利用する者は、故意又は重大な過失により施設、設備、備品等を破損又 は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。